

## 高槻市建築物に係るアスベスト分析調査補助金交付要綱

制定 平成18年4月1日  
最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市アスベスト分析調査補助金（以下単に「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、吹付けアスベスト等の使用状況の調査について、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することにより、アスベストによる健康被害を未然に防止し、建築物のアスベスト対策を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをいう。
- (2) 分析調査 建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建材に係る全ての種類のアスベスト含有の有無又は含有量を確認するため調査機関に依頼して分析することをいう。なお、測定方法は平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」によるものとする。

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる者は、市の区域に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。）であって吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものの所有者（区分所有に係る建築物については、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有の団体。以下「補助対象者」という。）とする。ただし、当該補助対象者及び補助対象者の世帯員が次の各号に該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2項第6号に規定する「暴力団員」
- (2) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2項第4号に規定する「暴力団密接関係者」

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年国土交通省告示第748号）第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）による調査に基づき実施される吹付けアスベスト等の分析調査とし、原則として建築物1棟につき1回の調査を対象とする。

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、分析調査を行う際に要した費用とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除額等」という。）を除く。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、その費用の全額とする。ただし、建築物1棟あたり25万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、分析調査に着手する前に、アスベスト分析調査補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 調査個所の平面図及び断面図
- (3) 調査個所の仕様がわかる書類（設計図書に添付されている場合）又はその写し
- (4) 調査個所のカラー写真
- (5) 調査見積書の写し
- (6) 登記事項証明書等建築物の所有関係のわかるもの又はその写し
- (7) 管理組合の規約、議決書（区分所有の場合）の写し
- (8) 申請者住所の分かる本人確認書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める図書

2 申請者は、前項の規定による申請をするにあつては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- (1) この要綱に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。

- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。
  - 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
  - 4 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった日から30日以内に、当該申請にかかる補助金の交付を決定又は補助金を交付しない旨を決定するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する費用又は当該事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするときには、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときには、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、申請者に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者等の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
  - (5) この要綱を遵守すること。
  - (6) 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請がなされた場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、当該消費税仕入控除税額等を市長に報告すること。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は補助金の交付決定をしたときは、アスベスト分析調査補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、アスベスト分析調査補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(調査の着手)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに分析調査に着手するものとする。

(申請の取下げ等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了するまでに市長に、アスベスト分析調査補助金取下げ申請書（様式第4号）を提出し、補助金交付申請を取下げることができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は取消されたものとみなす。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、速やかに、アスベスト分析調査補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的及び金額に変更がないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、アスベスト分析調査補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、分析調査の終了後、アスベスト分析調査完了報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、当該年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 当該調査の報告書又はその写し

(2) 当該調査が建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施されたことがわかる書類

(3) 当該調査の契約書又は請求書の写し

(4) 当該調査の領収書の写し

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、当該事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、アスベスト分析調査補助金確定通知書(様式第8号)により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の規定による完了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による補助金の交付額の確定の通知を受けた後に、アスベスト分析調査補助金交付請求書(様式第9号)に市長が必

要と認める書類を添えて、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による補助金請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受けた日から30日以内に当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第18条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容若しくはそれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付決定を取消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときとする。

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第19条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第20条 補助事業者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事業遂行等の指示)

第21条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合には、当該補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、次条の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者へ告知するものとする。

(決定の取消し)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けよ

うとしたとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 第8条の規定に基づく条件に違反したとき。
  - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、アスベスト分析調査補助金交付決定取消し通知書（様式第10号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の返還）

- 第23条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合、補助事業者に補助金の返還を命令することができる。
- 2 補助事業者は、前条第1項により補助金の交付決定を取消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

- 第24条 補助事業者は、第22条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長が、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

- 第25条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消

費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(理由の提示)

第26条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助事業者に対する指導)

第27条 市長は、補助事業者に対して、アスベスト対策の推進について、必要な指導及び助言をすることができる。

(関係書類の整備)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、アスベスト分析調査補助金の交付について必要な事項は、都市創造部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月18日から実施する。

2 この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の本要綱の様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整の上、改正後の本要綱の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の本要綱の様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整の上、改正後の本要綱の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。